A2 訪問型サービス（独自）サービスコード表

久喜市　　令和6年4月～

ア 指定居宅介護事業所において「基礎研修課程修了者等」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。（70/100）

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				823	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		823単位	日割の場合 ÷ 30.4日		27 単位	27	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合				1,644	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		1644単位	日割の場合 ÷ 30.4日		54 単位	54	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合				2,609	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		2609単位	日割の場合 ÷ 30.4日		86 単位	86	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		8 単位減算	−8	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合		16 単位減算	−16	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合		26 単位減算	−26	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100 単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200	
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算		

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービ
サービスコードと共通して使用しています。

イ 指定居宅介護事業所において、「重度訪問介護研修修了者」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。（93/100）

久喜市　　令和6年4月～

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A2	1131	訪問型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1,094	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービス／311日割		1094単位	日割の場合 ÷ 30.4日		36 単位	36	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス／312		(2)1週に2回程度の場合				2,185	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス／312日割		2185単位	日割の場合 ÷ 30.4日		72 単位	72	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス／313		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,466	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス／313日割		3466単位	日割の場合 ÷ 30.4日		114 単位	114	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		11 単位減算	−11	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312			(2)1週に2回程度の場合		21 単位減算	−21	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313			(3)1週に2回を超える程度の場合		34 単位減算	−34	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100 単位加算	100	
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200	
A2	6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／3	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算		

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービ
サービスコードと共通して使用しています。

ウ 指定居宅介護事業所において、「基礎研修課程修了者等」及び「重度訪問介護研修修了者」以外の者が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。

久喜市　　令和6年4月～

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A2	1141	訪問型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1,176	1月につき
A2	2141	訪問型独自サービス／411日割		1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日		39 単位	39	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービス／412		(2)1週に2回程度の場合				2,349	1月につき
A2	2241	訪問型独自サービス／412日割		2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日		77 単位	77	1日につき
A2	1351	訪問型独自サービス／413		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき
A2	2351	訪問型独自サービス／413日割		3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日		123 単位	123	1日につき
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	−12	1月につき
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	−23	1月につき
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	−37	1月につき
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100 単位加算	100	
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200	
A2	6132	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／4	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算		

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービ
サービスコードと共通して使用しています。

エ 指定重度訪問介護事業所が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。（93/100）

久喜市　　令和6年4月～

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A2	1151	訪問型独自サービス／511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1,094	1月につき
A2	2151	訪問型独自サービス／511日割		1094単位	日割の場合 ÷ 30.4日		36 単位	36	1日につき
A2	1251	訪問型独自サービス／512		(2)1週に2回程度の場合				2,185	1月につき
A2	2251	訪問型独自サービス／512日割		2185単位	日割の場合 ÷ 30.4日		72 単位	72	1日につき
A2	1361	訪問型独自サービス／513		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,466	1月につき
A2	2361	訪問型独自サービス／513日割		3466単位	日割の場合 ÷ 30.4日		114 単位	114	1日につき
A2	C251	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		11 単位減算	−11	1月につき
A2	C260	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C252	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512			(2)1週に2回程度の場合		21 単位減算	−21	1月につき
A2	C253	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	C254	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513			(3)1週に2回を超える程度の場合		34 単位減算	−34	1月につき
A2	C255	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	−1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算／5	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき
A2	4043	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／5	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100 単位加算	100	
A2	4042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／5			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200	
A2	6142	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／5	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算		

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービ
サービスコードと共通して使用しています。